

港区公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）における公契約に関する基本的事項を定めることにより、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公契約 区が発注し、締結する請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び区が締結する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）との公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

二 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

三 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他区長が必要と認める者である公契約を除く。

イ 工事又は製造の請負契約のうち予定価格が二百万円を超えるもの

ロ 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち予定価格が百万円を超えるものであって、区規則で定めるもの

ハ 指定管理協定

四 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。

五 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。

イ 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ハに掲げる者を除く。）

ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業と

して、特定受注者又はイに掲げる者に労働者を派遣する者

六 特定労働者等 次に掲げる者をいう。

イ 特定受注者又は前号イに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

ロ 前号ロに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの

ハ 特定受注者又は特定受注関係者との契約により特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

七 労働報酬 特定公契約に係る労務の対価であって、次に掲げるものをいう。

イ 前号イ又はロに掲げる者がその雇用する者から得る賃金

ロ 前号ハに掲げる者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入
(基本方針)

第三条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

一 公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。

二 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。

三 談合その他の不正行為を排除すること。

四 区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること。

五 労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備に配慮すること。

六 区と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2 区は、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備が図られるよう努めなければならない。

（受注者の責務）

第五条 受注者は、公契約を締結する者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、区が講ずる公契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備に努めなければならない。

（区内の事業者の活用）

第六条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者（第二条第六号ハに掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

（労働報酬下限額）

第七条 区は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が、特定労働者等（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条に規定する労働者を除く。次条第一項、第十条第一項、第十一条並びに別表三の項及び五の項から八の項までにおいて同じ。）に対し、区長が別に定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。この場合において、労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められているときにおける当該労働報酬の換算方法は、区規則で定める。

（労働報酬下限額の決定）

第八条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

一 第二条第三号イに掲げる特定公契約に係る業務に従事する特定労働者等
農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労
務の単価

二 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 次に掲げるもの

イ 最低賃金法第九条第一項に規定する地域別最低賃金

ロ 公共職業安定所が公表する職種別の賃金等に係る統計

ハ イ及びロに掲げるもののほか、公的機関が定める労働報酬下限額の決
定に資する基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第十六条
の港区労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定公契約に定める事項)

第九条 区は、特定公契約において、第七条第一項に規定するもののほか、別
表に掲げる事項を定めるものとする。

(特定労働者等の申出)

第十条 特定労働者等（特定労働者等であった者を含む。次条、第十二条第一
項及び別表六の項から八の項までにおいて同じ。）は、労働報酬が支払われる
べき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支
払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受
注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

2 前項の規定により申出を受けた特定受注者は、その旨を速やかに区長に報
告しなければならない。

3 第一項の規定により申出を受けた特定受注関係者は、その旨を速やかに当
該契約に係る特定受注者に報告しなければならない。この場合において、当該
報告を受けた特定受注者は、その旨を速やかに区長に報告しなければならない。
い。

(不利益取扱いの禁止)

第十一条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条第一項の規定による申出が

あったときは、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第十二条 区長は、第十条第一項の規定による申出若しくは同条第二項若しくは第三項後段の規定による報告があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第十三条 区長は、前条第一項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者が第七条第一項又は第九条の規定による特定公契約の定めに違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除)

第十四条 区は、次のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除することができる。

一 特定受注者又は特定受注関係者が第十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料提出をし、又

は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合

二 特定受注者が前条第一項の規定による求めに従わなかった場合

三 特定受注者が前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(公表)

第十五条 区長は、前条各号のいずれかに該当することにより特定公契約の解除をした場合又は特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者について同条各号のいずれかに該当していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

(港区労働報酬等審議会)

第十六条 区長の付属機関として、港区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について、区長に意見を述べるものとする。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員七人以内をもって組織する。

一 学識経験を有する者 三人以内

二 労働者団体関係者 二人以内

三 事業者団体関係者 二人以内

4 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項、第八条及び第十六条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第七条、第九条から第十五条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を地方自治法第二百四十四条の二第五項に規定する期間の始期とする指定管理者の指定に係る指定管理協定について適用する。

(経過措置)

3 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に第十六条第三項の規定により委嘱される審議会の委員の任期は、同条第四項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

別表（第九条関係）

一 特定公契約に係る労働関係法令の遵守	特定受注者は、第二条第六号イ又はロに掲げる者に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
二 特定公契約に係る契約条件	特定受注者は、第二条第六号ハに掲げる者に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件を一の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
三 労働報酬に係る特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければならないこと。
四 労働条件等の区への報告	特定受注者は、区規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。

五 特定労働者等への周知	特定受注者は、労働報酬下限額その他の区規則で定める事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
六 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第十条第一項の規定により、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。
七 特定労働者等から申出があった場合の報告	特定受注者は、第十条第一項の規定による申出及び同条第三項前段の規定による報告があった場合は、その旨を速やかに区長に報告するとともに、特定受注関係者に同項前段に基づく報告義務を遵守させること。
八 不利益取扱いの禁止	特定受注者は、第十条第一項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
九 報告及び立入調査への対応	特定受注者は、第十二条第一項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならないこと。
十 是正措置	特定受注者は、第十三条第一項の規定による区長の是正措置の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならないこと。
十一 特定公契約の解除等	区は、第十四条各号のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除することができ、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
十二 損害賠償	特定受注者は、第十四条各号のいずれかに該当することにより特定公契約を解除した場合において、これにより区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。

<p>十三 特定公契約の解除に係る違約金</p>	<p>区は、第十四条各号のいずれかに該当することにより特定公契約を解除した場合は、特定受注者に対し違約金の支払を求めることができること。</p>
<p>十四 公表</p>	<p>区は、第十四条各号のいずれかに該当することにより特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者について同条各号のいずれかに該当していたことが判明した場合は、その旨を公表することができること。</p>
<p>十五 特定受注関係者と締結する契約</p>	<p>特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。</p>
<p>十六 継続雇用</p>	<p>特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努めること。</p>